

掲 示 板 設 置 補 助 金 交 付 要 領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民の福祉の向上に寄与し、住民の組織する団体等（以下「自治組織」という。）の活動及び市・区行政の広報活動に役立てるため、掲示板の設置に要する経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第2条 この要領に基づき掲示板の設置補助金を受けることができる自治組織とは、区内の一定地域において、共通の地域目標をもって活動する自治会、婦人会等の団体とする。但し、政治・営業活動等、特定目的のために結成されている住民団体等を除くものとする。

(補助金の額及び限度額)

第3条 補助金の額は、補助の対象となる経費の総額の2/3とし、且つ、掲示板1枚当たりの補助金の限度額は1万円とする。但し、1千円未満は切り捨てとする。

2 1自治組織当たりの補助金の限度額は年間10万円とする。

(補助基準)

第4条 区長は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する場合に、補助金を交付するものとする。

- (1) 自治組織が地域住民のコミュニケーションに寄与するため、掲示板を必要としていること。
- (2) 自治組織が掲示板の設置場所を確保することができること。
- (3) 自治組織が管理責任者を明確に定めて、掲示板を良好に維持管理することができること。
- (4) 市及び区から掲示を依頼するポスター、ちらし等を優先的に掲示することができること。
- (5) 政治・営業活動等のための広告、ポスター、ちらし等を掲示しないこと。
- (6) 新規設置、または、設置して5年以上経過し、破損するなど通常の使用に耐えないと認められるとき。
- (7) 自治組織の責任でない不慮の事故等で破損したとき

2 補助金を交付する掲示板の枚数は、原則として自治組織加入世帯50世帯（個人を主体とするものにあつては50人）につき1枚とする。但し、地域の特性によってはこの限りではない。

(補助金交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治組織は、掲示板補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、事前に区長に申請しなければならない。

(補助金交付の決定)

- 第6条 区長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、補助金交付の基準に適すると認めるときは、予算の定める範囲内において、すみやかに補助金交付を決定し、その旨を掲示板補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 区長は、前項の決定に際し、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(設置報告等)

- 第7条 補助金交付の決定を受けた自治組織は、当該掲示板の設置完了後、必要な事項を記入した掲示板設置報告書(様式第3号)を、すみやかに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第8条 区長は、前条の掲示板設置報告書に基づき補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助の取消等)

- 第9条 区長は、補助金交付決定を受けた自治組織が次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付している場合は、その全額又は一部の返還を命ずることができる。
- (1) 第4条その他この要領に定める事項に関し虚偽の申請・報告をなして、補助金交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第4条に定める要件を欠くにいたったとき。

(特例措置)

- 第10条 区長は、地域による特別の事情があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、特例措置を講ずることができるものとする。

(施行細目)

- 第11条 この要領の実施に関し、必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要領は、昭和60年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成25年10月1日から実施する。